

基幹統計調査に係る書面調査票

基幹統計調査の名称	港湾調査
府省庁等名（担当課室名）	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室

※ 以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック（■）を付してください。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成 31 年 2 月末時点において確報を公表している直近の調査の実施状況を基に記載してください。

1 統計調査に係る基本的事項

①作成プロセスの概要	調査対象の範囲	地理的範囲 [□全国 ■一部地域（国土交通大臣が指定する調査計画及び調査規則別表に掲げる都道府県）] 属性的範囲 [□世帯・個人 □企業・法人 □事業所 ■その他（国土交通大臣が指定する調査計画及び調査規則別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾）]																																																																							
	全数調査・標本調査の別等	■全数調査 □標本調査 [□無作為抽出 □有意抽出] [母集団情報：] □うち一部の層が全数調査である [全数調査になっている層：]																																																																							
	調査系統	国土交通省－都道府県－調査員－報告者																																																																							
	調査票の配布・回収方法	配布	■調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他（ ）																																																																						
		回収	■調査員調査 □郵送調査 ■オンライン調査 □その他（ ） ↳ 他計方式の場合→■																																																																						
企画・実査・審査等の実施機関等	◆該当する欄に「●」を付す。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>企画</th> <th>標本抽出</th> <th>実査</th> <th>入力</th> <th>符号付け</th> <th>審査</th> <th>集計</th> <th>公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本府省</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(独)統計センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間事業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>スケジュール (直近の調査の実績)</td> <td>2~3年</td> <td>—</td> <td>7ヶ月</td> <td>2週間</td> <td>3ヶ月</td> <td>15日</td> </tr> </table> (注) 「スケジュール」欄には、各業務の時期、期間(例：○月から○月まで、○か月)を記載してください。各業務の時期、期間は重複していてもかまいません。			区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表	本府省	●					●	●	●	地方支分部局									(独)統計センター									都道府県			●	●	●	●	●		市町村									民間事業者				●	●				スケジュール (直近の調査の実績)	2~3年	—	7ヶ月	2週間	3ヶ月	15日
区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表																																																																	
本府省	●					●	●	●																																																																	
地方支分部局																																																																									
(独)統計センター																																																																									
都道府県			●	●	●	●	●																																																																		
市町村																																																																									
民間事業者				●	●																																																																				
スケジュール (直近の調査の実績)	2~3年	—	7ヶ月	2週間	3ヶ月	15日																																																																			
②調査の周期	甲種港湾調査：毎月、乙種港湾調査：1年																																																																								

港湾調査

③調査票の構成	2種類 (主な調査票：甲種港湾調査票、乙種港湾調査票)																																																																																																
④回収率の推移	<p>甲種港湾調査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 30 年</th> <th>平成 29 年</th> <th>平成 28 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>平成 26 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数(a)</td> <td>161</td> <td>161</td> <td>161</td> <td>161</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>回収数(b)</td> <td>161</td> <td>161</td> <td>161</td> <td>161</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>回収率(b/a)</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 21 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数(a)</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>回収数(b)</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>回収率(b/a)</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>乙種港湾調査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 30 年</th> <th>平成 29 年</th> <th>平成 28 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>平成 26 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数(a)</td> <td>533</td> <td>533</td> <td>533</td> <td>533</td> <td>557</td> </tr> <tr> <td>回収数(b)</td> <td>533</td> <td>533</td> <td>533</td> <td>533</td> <td>557</td> </tr> <tr> <td>回収率(b/a)</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 24 年</th> <th>平成 23 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 21 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数(a)</td> <td>557</td> <td>557</td> <td>557</td> <td>557</td> <td>642</td> </tr> <tr> <td>回収数(b)</td> <td>557</td> <td>557</td> <td>557</td> <td>557</td> <td>642</td> </tr> <tr> <td>回収率(b/a)</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">◆ 回収数に代替標本が含まれているか → <input type="checkbox"/>含まれている <input checked="" type="checkbox"/>含まれていない</p> <p>(注) 1 異なる属性的範囲を対象に調査を実施(例：世帯と企業を対象に実施)している場合は、それぞれ分けて作成してください。 2 回収率については、以下により記載してください。 ① 1年未満の周期で行われる調査(月次調査、四半期調査等)は、平成21年～30年の年平均回収率 ② 年次・隔年調査、周期調査(3年周期)は、平成21年～30年における実施年の回収率(未実施年の欄には「-」を記載)。5年周期は、直近2回(平成21年以前となる場合も含む)の回収率</p>	区 分	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年	調査対象数(a)	161	161	161	161	160	回収数(b)	161	161	161	161	160	回収率(b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	区 分	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年	調査対象数(a)	160	160	160	160	172	回収数(b)	160	160	160	160	172	回収率(b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	区 分	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年	調査対象数(a)	533	533	533	533	557	回収数(b)	533	533	533	533	557	回収率(b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	区 分	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年	調査対象数(a)	557	557	557	557	642	回収数(b)	557	557	557	557	642	回収率(b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
区 分	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年																																																																																												
調査対象数(a)	161	161	161	161	160																																																																																												
回収数(b)	161	161	161	161	160																																																																																												
回収率(b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																																																																																												
区 分	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年																																																																																												
調査対象数(a)	160	160	160	160	172																																																																																												
回収数(b)	160	160	160	160	172																																																																																												
回収率(b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																																																																																												
区 分	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年																																																																																												
調査対象数(a)	533	533	533	533	557																																																																																												
回収数(b)	533	533	533	533	557																																																																																												
回収率(b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																																																																																												
区 分	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年																																																																																												
調査対象数(a)	557	557	557	557	642																																																																																												
回収数(b)	557	557	557	557	642																																																																																												
回収率(b/a)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																																																																																												
⑤予算額	<p>※推移がわかるように過去10年度分の予算額をグラフで整理したものをプロット (下図は、千円単位で作成したグラフのイメージ)</p> <div style="text-align: center;"> <p>予算額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>予算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>95,719</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>95,972</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>95,948</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>93,354</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>93,353</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>102,686</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>102,343</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>102,342</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>102,344</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>102,342</td></tr> </tbody> </table> </div>	年度	予算額(千円)	平成21年度	95,719	平成22年度	95,972	平成23年度	95,948	平成24年度	93,354	平成25年度	93,353	平成26年度	102,686	平成27年度	102,343	平成28年度	102,342	平成29年度	102,344	平成30年度	102,342																																																																										
年度	予算額(千円)																																																																																																
平成21年度	95,719																																																																																																
平成22年度	95,972																																																																																																
平成23年度	95,948																																																																																																
平成24年度	93,354																																																																																																
平成25年度	93,353																																																																																																
平成26年度	102,686																																																																																																
平成27年度	102,343																																																																																																
平成28年度	102,342																																																																																																
平成29年度	102,344																																																																																																
平成30年度	102,342																																																																																																

2 再発防止に係る取組

① チェック・審査（実査、審査、集計の各段階）

i) 実査段階におけるチェック

◆ 調査票の記載内容の確認

実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認のための取組

調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
<input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査	<input checked="" type="checkbox"/> 調査員（委託事業者の調査員を含む）・指導員による目視 <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 郵送調査	<input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input checked="" type="checkbox"/> オンライン調査（電子調査票におけるプログラムチェック）	<input type="checkbox"/> 記入漏れのチェック⇒ <input type="checkbox"/> 調査事項の全部 <input type="checkbox"/> 調査事項の一部 <input type="checkbox"/> レンジチェック <input type="checkbox"/> クロスチェック <input checked="" type="checkbox"/> その他（調査員及び都道府県担当職員による目視チェック）
<input type="checkbox"/> その他	（取組内容を記載）

（注）「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

ii) 個票データの審査段階におけるチェック

※本調査については、調査票保管を都道府県に委託しており、またそれぞれの港湾の特性に応じ必要な内容確認を行っているため、本項（ii）及びiii）それぞれ末尾の設問を除く）における「調査票」については、都道府県から国土交通省へ提出される「集計表」として記載している。

◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

→ 実施している

↳ システムプログラムによる審査を実施

目視による審査のみ実施（理由： ）

実施していない

↳ （理由： ）

港湾調査

(システム・プログラムによる審査を実施している場合)

[チェックの内容]

〈甲種港湾〉

入港船舶集計表(様式 No.1)

全調査事項:13項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	6 / 6	0	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	11 / 11	1,858	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
①～③の計		17 / 17	1,858	

船舶乗降人員表(様式 No.2)

全調査事項:11項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	6 / 6	0	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	9 / 9	132	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
①～③の計		15 / 15	132	

海上出入貨物集計表(様式 No.3-1)

全調査事項:17項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	8 / 8	4	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	14 / 14	27	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
①～③の計		22 / 22	31	

港湾調査

海上出入貨物集計表(様式 No.3-2)

全調査事項:17項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	8 / 8	5	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③クロスチェック	14 / 14	25	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
①～③の計		22 / 22	30	

海上出入貨物集計表(様式 No.3-3)

全調査事項:16項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	8 / 8	9	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	12 / 12	16	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		20 / 20	25	

海上出入貨物集計表(様式 No.3-4)

全調査事項:16項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	8 / 8	8	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③クロスチェック	12 / 12	23	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		20 / 20	31	

港湾調査

コンテナ個数・シャーシ台数集計表

(様式 No.4-1)

全調査事項:14項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	7 / 7	0	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	10 / 10	25	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		17 / 17	25	

コンテナ個数・シャーシ台数集計表

(様式 No.4-2)

全調査事項:14項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	7 / 7	1	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	10 / 10	33	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		17 / 17	34	

コンテナ個数・シャーシ台数集計表

(様式 No.4-3)

全調査事項:14項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	7 / 7	1	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	8 / 8	55	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		15 / 15	56	

港湾調査

コンテナ個数・シャーシ台数集計表

(様式 No.4-4)

全調査事項:14項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	7 / 7	2	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	8 / 8	43	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		15 / 15	45	

泊地係船岸及び本船荷役集計表

(様式 No.5)

全調査事項:15項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	5 / 5	9	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	12 / 12	711	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		17 / 17	720	

月報集計表(様式 No.6)

全調査事項:32項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	6 / 6	0	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	0	
	③ クロスチェック	28 / 28	4,091	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		34 / 34	4,091	

港湾調査

〈乙種港湾〉

乙種港湾集計表(その1)

(様式 No.7-1)

全調査事項:20項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	6 / 6	0	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	17 / 17	877	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		23 / 23	877	

乙種港湾集計表(その2)

(様式 No.7-2)

全調査事項:13項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	6 / 6	1	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	11 / 11	34	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		17 / 17	35	

乙種港湾集計表(その3)

(様式 No.7-3)

全調査事項:13項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	6 / 6	2	初回データ投入時点でのエラー件数
	② レンジチェック	0 / 0	—	
	③ クロスチェック	11 / 11	357	初回内容検査時点でのエラー件数
	その他			
① ～③の計		17 / 17	359	

(注) 調査票ごとに調査事項の通し番号(1、2、…)を振って、それぞれで実施しているチェック方法に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定事項(「チェック有の項目数/全項目数」「検出総数(概数)」)を記載してください。

港湾調査

- ※1 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。
- ※2 検出総数の説明欄には、必要に応じて、検出総数がどのような値かの説明（初回チェックの検出件数、各回チェックの累計 など）を記載してください。

〔審査段階におけるチェック実施の考え方〕

◆ エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	目視によるチェックを実施しているため（各集計表の「該当なし」の事項）
レンジチェック	レンジチェックに該当しない項目のため（各集計表の「該当なし」の事項）
クロスチェック	クロスチェックがかけられない項目のため（各集計表の「該当なし」の事項）

◆ エラーチェックの対象となり得るが行っていない理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	－
レンジチェック	－
クロスチェック	－

◆ その他のチェックを行っている場合、その内容と考え方

（内容：コードチェック）

（考え方：コードテーブル上のデータと調査票情報のデータを比較して、コードテーブル上のデータ以外については、エラーを検出している。）

〔検出されたものの処理について〕

- ◆ エラーチェックで検出されたもののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定しているか。

〔

過去の実績値と比較して、大幅に値が増減しているものについては、どのような要因で値の変動が生じているのかを都道府県担当職員へ照会し数字の妥当性を確認している。

〕

- ◆ エラーチェックで検出されたもののうち、確認、訂正、除外等の処理をしていないものはあるか。

→ ある（内容： ）

ない

〔審査段階におけるチェックのルール化〕

- ◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（レンジチェック、クロスチェック等）や内容（レンジの幅等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

→ チェックの方法、内容ともに定めている

チェックの方法のみ定めている

定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

iii) 集計段階におけるチェック

- ◆ 集計された集計表の正確性を確保するため、チェックを実施しているか

→ 実施している

↳ システム・プログラムによるチェック

目視によるチェックのみ実施 (理由: チェックするシステム・プログラムがないため。各港の過去値との比較、表内検算、表間照合等を目視 (検算等) によりチェックしている。)

実施していない

↳ (理由:)

(システム・プログラムによるチェックを実施している場合)

(「実施している」場合、該当するものすべてにチェック)

チェックの方法	実施状況の有無	理由
表内検算 (表内で論理矛盾がないか)	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 無	
表間照合 (表間で論理矛盾がないか)	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 無	
時系列チェック (過去の結果との比較)	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 無	
関連統計との比較 (民間データ等他のデータとの比較)	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 無	

(注) 「実施状況の有無」欄は、チェックの方法が適用可能な集計表の数を分母 (右側) に、そのうちチェックを行っている集計表の数を分子 (左側) に記載してください。また、分母と分子の集計表の数に差がある場合はその理由を「理由」欄に記載してください。

【集計段階におけるチェックのルール化】

- ◆ 他の機関 (統計センター、地方公共団体、民間事業者等) においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法 (表内検算、表間照合等) や内容 (表間照合を実施する項目等) は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

→ チェックの方法、内容ともに定めている

チェックの方法のみ定めている

定めていない (地方公共団体、受託業者等の判断により実施)

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認

【委託事業者の履行確認】

(委託事業者を経由して調査を実施している場合、以下にチェック)

i) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ) (以下本項において「ガイドライン」という。) の実施状況

- ◆ 委託対象業務 (入力、符号付け)

- ◆ 業務遂行能力等を踏まえた選定方法となっているか (ガイドライン III 1 ウ)

価格による競争入札方式

総合評価落札方式

その他の選定方法 ()

港湾調査

- ◆ 業務の実施状況把握のために採っている措置の有無（ガイドラインⅢ 4 (2)ア)

→ 有 無

(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)

- 定期的又は随時の報告の求め

委託事業者に対する監査

その他 ()

- ◆ ガイドラインⅢ 4 (2)ア①に掲げる以下の項目について達成状況確認の有無

→ 有 無 ※データ入力のみのため下記事項への該当はなし

(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)

(共通)

調査票の誤送付等の状況

調査項目別の未記入及び不備の状況

調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況

照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）

督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）

収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況

(調査員調査のみ)

調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制

調査員への指導状況

報告者への訪問状況

不在等の場合における再訪問の実施状況

- ◆ ガイドラインⅢ 4 (3)に掲げる事項を仕様書等において定めているか

→ 定めている 定めていない

↳ (理由:)

- ◆ ガイドラインⅢ 5 (1)に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。

→ している していない

↳ (理由:)

〔地方公共団体の履行確認〕

(地方公共団体を経由して調査を実施している場合、以下についてチェック)

i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 → 有 無

(「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)

→ 定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施

■ 現場に職員を派遣しての実施状況の把握

業務の節目及び完了時の報告聴取

その他 ()

港湾調査

ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査員設置状況の把握の有無（名簿等の提出を受けている等） → 有 無
- ◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → 有 無
 （「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック）
 → 研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底
指導員等の巡回による実施状況の把握
現場に職員を派遣しての実施状況の把握
業務の節目及び完了時の報告聴取
その他（ ）
- ◆ 国が地方公共団体を介さず直接行う実施状況把握調査の有無 → 有 無
 （「有」にチェックした場合、具体的な内容を記入）

[]

③ 調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開

- ◆ 基幹統計調査に関する情報の公開
 総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査（統計精度検査）の標準検査（見える化状況検査）」（平成 29 年実施。平成 30 年 3 月フォローアップ）の評価事項に対する自己点検の結果

①標本設計		②調査方法 (データ収集方法)		③集計・推計 方法		④標本誤差 (標本調査のみ)		⑤非標本誤差		⑥他統計との 比較・分析	
H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2
2	2	3	3	3	3	—	—	3	3	2	2

※ 平成 30 年 3 月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載

改善した部分について報告（ホームページ掲載の新旧を添付のこと）

他統計との比較・分析のうち「他の類似統計との比較を示す表や図」を修正。

なお、掲載資料については、別添のとおりです。

また、「<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/kouwan.html>」のとおり、該当する改善した部分を反映した本調査概要をホームページに掲載しております。

ii) 業務マニュアル等の整備状況

- ◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書（名称、体裁は問わない）の有無 → 有 無
 （「有」にチェックした場合）
 → 対象業務（全般、企画、標本抽出、実査、審査、集計、公表等）
 （実査、審査、集計、公表、承認申請手続き）
 → 内容を見直しているか
定期的実施（実施時期 ）
不定期実施（追記等すべき事項があった都度 ）
その他（ ）

④ プロセスごとの管理者の役割

i) 課室長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

- ・【企画】 調査設計の検討段階より議論に加わり、検討の節目ごとに確認を行った上で必要な指示をする。その後、統計委員会等の関係会議で説明を行い、そこでの指摘を踏まえ、調査設計等の見直しを指揮監督する。
- ・【審査・疑義照会・集計】 審査や疑義照会（軽微なものを除く）、集計の状況について、情報を共有の上、必要に応じて確認すべき事項等の指示をする。
- ・【公表】 公表前には、公表資料の内容を精査、確認の上、公表資料に関する決裁を行う。また、各種問い合わせに対応する。

ii) 部局長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

- ・【企画】 調査設計の検討の節目ごとに報告を受け、内容の確認を行った上で必要な指示をし、統計委員会等へ報告する資料等を承認する。その後、統計委員会等での指摘を踏まえ、必要となる指示・確認等を行う。
- ・【公表】 公表前には、公表資料の内容を精査、確認の上、最終的には公表資料に関する決裁を行う。

⑤ 結果数値の妥当性に関する外部(府省外)からの指摘

i) 外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況

- ◆ 外部からの指摘の有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合)
 → 指摘を踏まえ、訂正した件数 (過去5年間)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	—	—	—	—	—

(注)「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数

ii) 外部からの指摘への対応ルール

- ◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無
 → 有 無

(「有」にチェックした場合、その具体的内容を記載。別途、現物を提出してください。)

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存				
i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限				
データの種類	有無	保管期限の定めの有無	保管期限 (「有」の場合)	期間満了後の措置
(1)-1 調査票情報 (記入済調査票)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input checked="" type="checkbox"/> 所定の期間(2年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input checked="" type="checkbox"/> 破棄
(1)-2 調査票情報 (調査票の内容を記録した電磁的記録媒体) ※本調査では、集計表を指す。	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(1)-3 調査票情報 (その他)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(2) 調査関係書類	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(3) 中間生成物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(4) ドキュメント	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 永年 ※データレイアウトフォーム、符号表 <input checked="" type="checkbox"/> 所定の期間(1年) ※調達の決裁資料 <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input checked="" type="checkbox"/> 破棄
(5) 行政記録情報	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(6) メタデータ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(7) 母集団復元情報 (上記に掲げるものを除く)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄

・「調査票情報」とは、統計法第2条第11項に規定するものをいう。
 ・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実査段階(調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。)で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。
 ・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。
 ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
 ・「行政記録情報」とは、統計法第2条第10項に規定するもののうち、統計法第29条第1項の規定により

港湾調査

他の行政機関から提供を受けたものをいう。

・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連する情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業がどのように行われたかについての情報（調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する情報）もメタデータに含まれる。

・「母集団復元情報」とは、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報という。

② 発生時点での対応ルール

i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール（処理方法、記録）の有無、内容

◆対応ルールの有無 → 有 無

（「有」にチェックした場合）

上記ルール等の策定時期・内容（別途、現物を提出してください）

（ ）

③ 行政利用の事前把握

i) 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか

◆結果数値の利活用先を具体的に把握しているか（該当するものすべてにチェック）

SNA、QEの作成の際に利用されている

その他の統計の作成の際に利用されている（利用されている統計名：産業連関表）

政策の立案・実施の根拠として用いられている

（政策等の名称：港湾計画の策定）

国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている

（手当等々の名称）

月例経済報告に利用されている

その他（ ）

◆結果数値の利活用先の把握方法

省内全部局への照会（メール）及び個別ヒアリング

4 品質向上（上記以外）に係る取組

① 統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応

◆ 行政機関以外の利用者（例：民間シンクタンク、研究者）からのニーズを収集する取組の有無 → 有 無

（「有」にチェックした場合、その実績〔過去1年間〕）

（ 年報発送時にアンケートを同封（行政機関及び図書館を除く） ）

（参考）一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数：163件

e-Statダウンロード件数：12,729件

（活用度ランキングⅡ）

◆ 統計法に基づく調査票情報等の2次的利用の状況（平成29年度）（総務省において記載）

・調査票情報の2次的利用（ 1件）

※統計法32条に基づく行政機関等による2次利用、統計法33条に基づく調査票情報の提供

・オーダーメイド集計（ 1件）

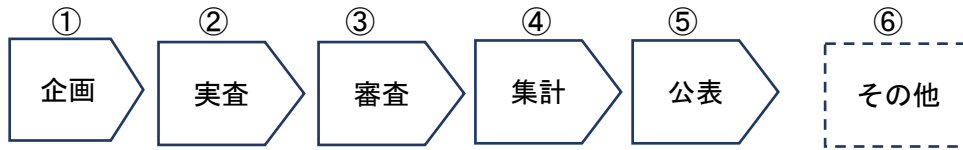
※統計法34条に基づき作成する統計の提供

・匿名データの提供（ 1件）

※統計法35条に基づき作成される匿名データの提供

② 担当職員数、職員の能力

〔調査業務の流れ〕



〔調査担当部局課室・係〕 ※本府省のみ記載

上段：業務内容（①～⑥で実施業務をプロット）
下段：業務量按分

大臣官房 総合政策局 総合政策局情報政策課
政策立案総括審議官 情報政策課長 交通経済統計調査室長

港湾調査担当専門官 (・①⑤) 交通統計第三係長 (・①④⑤) 交通統計第四係員 (・①～⑤)
(・0.2人) (・0.19人) 交通統計第四係員 (・①～⑤)
(・0.625人)

※再任用職員(時短含む)も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。

〔本統計の作成に従事する職員数（省令職以上を除く）〕

※時期によって職員数が変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

業務量を按分した実員相当数	2.02人
従事する職員の人数（実員）	4人
うち、	
統計業務経験10年以上	1人
〃 5年以上10年未満	1人
〃 2年以上5年未満	0人
〃 2年未満	2人

期間業務職員の数 (1人)

〔担当管理職（政令職、省令職）の統計業務経験等〕

- 統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当 (1人)
- 上記のいずれもなし (2人)

③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制（関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか）

〔現行の審査・集計システムの概要〕

◆ どの業務についてシステムを用いているか（該当するものすべてにチェックし、その概要を記載）

システムを用いている業務	保有者	保有者の内製か外部発注かの別	システムの概要
<input checked="" type="checkbox"/> データのチェック・審査	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input checked="" type="checkbox"/> 外部発注	① クライアント PC のローカルディスク内に構成 ② 平成 25 年 3 月 ③ 変更有り ④ Windows7 ⑤ .NetFreamwork4.0、Visual C++ 2012 ⑥ SQL Server 2008 R2 Accses2013
<input checked="" type="checkbox"/> 統計の作成・集計	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input checked="" type="checkbox"/> 外部発注	① クライアント PC のローカルディスク内に構成 ② 平成 25 年 3 月 ③ 変更有り ④ Windows7 ⑤ .NetFreamwork4.0、Visual C++ 2012 ⑥ SQL Server 2008 R2 Accses2013
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	

(注) 「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期（いつから使用しているのか）、③（外部発注のシステムの場合）過去 10 年間で業者の変更あったか（同じ業者が継続的に業務を受注しているか）、④OS の種類（例：Windows10, UNIX など）（サーバー側、クライアント側）、⑤ソースプログラムに使用している言語（COBOL, JAVA など）の種類、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間などについて記載してください。これらの情報が記載されている既存資料（調達時の仕様書等）がある場合にはその資料を添付し、ここでは「別添資料参照」と記載してください。

◆ 当該システムを担当（開発、運用、外注管理等）している府省職員数（実員相当数）
 (2 人)

◆ システム経費（ハード、ソフト）
 開発経費 (2 4 百万円) 年間運用経費 (5. 4 百万円)

〔調査変更時のシステム面での問題〕

- ◆ 調査事項の項目や選択肢など調査に変更があった場合に、システム面で特に問題になる事項は何か（該当するものすべてにチェック）

- 改修費用

- 改修に要する時間

- 改修内容（何を直すべきかが分からない、など）

上記以外で、現にシステムを利用・運用していて不都合を感じる点について記載

{ }

④ オンライン調査の実施状況

◆オンライン調査の導入状況

- 導入済（導入時期：平成 26 年 1 月調査時より）

- ・利用システム

- 政府共同利用システム

- 独自システム(各省、受託業者等)

- 電子メール

- その他（ ）

- ・オンライン回答率（オンライン回答者／調査対象者×100）（35.3%）

- ※ 調査名簿の作成が可能な港湾に限った平成 29 年のオンライン調査率となります。

- 5%未満の場合、利用が少ない理由（ ）

- 50%以上（世帯調査は30%以上）の場合、利用が多い理由（ ）

- 導入予定（導入予定時期：政府統計共同利用システムを平成 32 年（2020 年）調査時より）

- 導入予定なし→年間総対象数 1 万以上の統計については、導入しない理由（ ）

5 過去 5 年間（平成 26 年 1 月～30 年 12 月）における結果数値の訂正等事案の有無の状況

○ 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供

- 無

- 有 ↘（具体内容）

- ◆過去 5 年間の公表件数： 9 件

- ◆直近から遡って 5 事例を記載

（注）公表した正誤表情報に関する資料を添付してください。

港湾調査

公表時期	H31. 1. 24	H30. 9. 20	H30. 5. 16	H30. 4. 5	H30. 1. 30
事案概要（内容／時期／影響）	H28年分年報及び流動表について、入港船舶数、海上出入貨物量、自動車航送台数の数値を修正した。	H26年及びH27年分年報について、入港船舶数、海上出入貨物量、自動車航送台数及びコンテナ個数・シャーシ台数の数値を修正した。	H27年分年報及び流動表について、海上出入貨物量、コンテナ個数・シャーシ台数の数値を修正した。	H28年1月分及び7月分月報について、入港船舶数、海上出入貨物量、自動車航送台数、コンテナ個数の数値を修正した。	H27年分年報、流動表について、入港船舶数、海上出入貨物量、自動車航送台数及びコンテナ個数・シャーシ台数 H28年1月分～12月分月報について、入港船舶数、海上出入貨物量、自動車航送台数、コンテナ個数の数値を修正した。
事案発見の端緒（発見した者／発見日時）	報告者から数値訂正の連絡があった。 （報告者／H31. 1）	担当職員が過去データとの比較確認時において公表数値に疑義が生じたため。 （担当職員／H30. 9）	県担当者が集計表作成時に過去データの数値に疑義が生じたため。 （県担当者／H30. 5）	報告者から数値訂正の連絡があった。 （報告者／H30. 3）	報告者から数値訂正の連絡があった。 （報告者／H30. 1）
原因	報告者の記入誤りがあった。	担当職員が集計時、システムに取り込む際に入力漏れがあった。	当該県の担当者が集計方法を誤っていた。	報告者の記入誤りがあった。	同左のとおり。
対応（結果数値の訂正、事案の公表等）	結果数値を訂正し、正誤情報と併せて公表。	同左のとおり。	同左のとおり。	同左のとおり。	同左のとおり。
再発防止に向け採った措置	県の担当者に対し、報告者が間違いやすい項目について説明を行い、内検時に発見できるように注意喚起を行った。	取り込むデータのファイル管理や受付簿と照合しながら取り込むデータの漏れが生じないように、複数人でチェックする手順の確認を行った。	港湾調査に係るブロック会議を通じて、都道府県担当者に対し、集計表作成における注意事項の説明を行い、注意喚起を行った。	県の担当者に対し、報告者が間違いやすい項目について説明を行い、内検時に発見できるように注意喚起を行った。	同左のとおり。



港湾調査

◆ 調査の概要 ◆

■ 調査の目的

港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として調査を行っています。

■ 調査の沿革

明治38年に内務省において臨時調査を行ったのが始まりであり、その後、資源調査法が制定され港湾資源調査規則(昭和4年内務省令第41号)に基づき調査を実施していました。その後、統計法(昭和22年法律第18号)の制定に伴い、港湾調査規則(昭和22年運輸省令第24号)を公布し、昭和23年に施行しました。以来、幾度かの改正を経て、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として現在に至っています。

■ 調査の根拠法令

[統計法](#)(平成19年法律第53号)に基づく[港湾調査規則](#)(昭和26年運輸省令第13号)により実施しています。

■ 調査の対象

[港湾法](#)(昭和25年法律第218号)に基づく重要港湾及び地方港湾の中から、港湾調査規則(昭和26年運輸省令第13号)において甲種港湾又は乙種港湾に規定する港湾を対象に調査しています。

■ 調査事項

入港船舶、船舶乗降人員及び海上出入貨物等に関連する事項について調査しています。

■ 調査票

[第1号様式\(甲種港湾 船舶・旅客・貨物調査票\)](#)

[第2号様式\(乙種港湾調査票\)](#)

■ 集計表

[港湾調査規則第10条第1項の規定に基づく集計表様式](#)

■ 調査の時期

甲種港湾については、毎月末日をもってその月間の調査を行っています。
乙種港湾については、毎月12月末日をもってその年間の調査を行っています。

■ 調査の方法

<調査経路>

国土交通省—都道府県—調査員—報告者
└─市町村—調査員—報告者

<配布・収集方法> 調査員(ただし、輸出入・港湾関連情報処理システム(Sea-NACCS)のデータを使用することに同意した場合は、調査票への記入を不要とすることができます。)

◆ 調査の結果 ◆

■ 用語の解説

■ 結果の概要

■ 利用上の注意

■ 統計表一覧

● [最新統計表一覧](#)

● [統計表検索](#)

■ その他

● [掲載項目一覧](#)

● [品種分類](#)

● [船舶区分](#)

● [フレートトン換算値](#)

◆ 問い合わせ先 ◆

● [リーフレット](#)

[ページの先頭へ](#)

改善後



港湾調査

調査の概要

■調査の目的

港湾調査は、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である港湾統計を作成するための調査）として、港湾の実態を明らかにし、

港湾の開発、利用及び管理に資することを目的として調査を行っています。

また、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）において、港湾調査については、公表時期の更なる

早期化、集計事項の充実等の検討を行うこととされています。

■調査の沿革

明治38年に内務省において臨時調査を行ったのが始まりであり、その後、資源調査法が制定され港湾資源調査規則（昭和4年内務省令

第41号）に基づき調査を実施していました。

その後、統計法（昭和22年法律第18号）の制定に伴い、港湾調査規則（昭和22年運輸省令第24号）を公布し、昭和23年に施行しました。

以来、平成5年には、幹線輸送におけるモーダルシフト、物流拠点の整備等を進める一環として、貨物形態別（コンテナ、シャーシ、その他）

の調査を追加し、また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の公布等に伴い、政府が

行う指定統計調査に関する事務の一部が地方公共団体の処理する法定受託事務とされたことを受けて、用語等の見直しを行いました。

平成15年には、申告義務者の負担軽減のため、関税法に基づく輸出入申告に係る電磁的記録情報（Sea-NACCSデータ）を調査票情報と

して活用できる制度を構築しました。

平成21年4月から、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施し、調査港湾の全面見直しや、陸上出入貨物調査

及び上屋・倉庫・貯留場調査の廃止等の調査の合理化を行い、現在に至っています。

■調査の根拠法令

[統計法](#)（平成19年法律第53号）に基づく[港湾調査規則](#)（昭和26年運輸省令第13号）により実施しています。

■調査の対象

調査の対象は以下に掲げる全国の港湾である。（全数調査）

[港湾法](#)（昭和25年法律第218号）に基づく国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾の中から、港湾調査規則において

甲種港湾又は乙種港湾に規定する港湾

甲種港湾 161港

乙種港湾 533港

なお、調査対象港湾については、直近5年または3年の入港船舶数や取扱貨物量により概ね5年に一度見直しを行っています。

■報告義務者

調査は、港湾の管理者又は次に掲げる者のうち、都道府県知事が選定したものに対して行います。

- 一 入港船舶については、船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長
- 二 船舶乗降人員については、船舶運航事業を営む者
- 三 海上出入貨物については、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長
- 四 本船荷役については、港湾運送業を営む者
- 五 泊地及び係船岸については、その管理者
- 六 1～5に掲げる者のほか、当該事項の実態を把握することができる者

なお、この調査の対象となる者の責任者（報告者）は調査票に掲げる事項について報告することが統計法13条（報告義務）で義務付けられている。（港湾調査規則第9条参照）

■調査事項

甲種港湾調査票

- （ア）入港船舶
- （イ）船舶乗降人員
- （ウ）海上出入貨物
- （エ）本船荷役
- （オ）泊地及び係船岸

乙種港湾調査票

甲種港湾調査票に掲げる(ア)～(ウ)の事項

■調査票

[第1号様式\(甲種港湾調査票\)](#)

[第2号様式\(乙種港湾調査票\)](#)

[調査票記入要領](#)

■調査の時期

甲種港湾については、毎月末日をもってその月間の調査を行っています。

乙種港湾については、毎月12月末日をもってその年間の調査を行っています。

■調査票の配付及び提出の期限について

調査票は調査期日までに報告者に配付されます。また、提出の期限は甲種港湾については、調査月翌月の15日まで、乙種港湾に

については調査年翌年の1月31日を提出の期限としています。

■調査の方法

[調査経路]

国土交通省－都道府県－調査員－報告者

[配布方法]

調査員、オンライン(電子メール)

[収集方法]

調査員、オンライン(電子メール)

ただし、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)※のデータを使用することに同意した場合は、調査票への記入を不要と

することができます。

※入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続き及び関連する民間業務を

オンラインで処理するシステム

■集計表

[港湾調査規則第10条第1項の規定に基づく集計表様式](#)

港湾ごとに港湾調査の実施を委託している都道府県において単純合算集計にて集計表を作成したのち、国土交通省へ港湾ごとの

集計表を提出。国土交通省において都道府県より提出された港湾ごとの集計表を、甲種港湾については、月次及び年次、乙種港湾に

については、年次にて、単純合算集計にて全国集計を行います。

■調査結果の報告

この調査の結果は、港湾統計月報及び年報としてとりまとめ、インターネット(国土交通省ホームページ及びe-stat)及び印刷物

(年報のみ)により公表しています。

(注)月報の印刷物での公表は行っておりませんので、[国土交通省ホームページ](#)及び[e-stat](#)から統計データ入手してください。

(1)月報:調査月の翌々月末日までに公表することになっています。

(2)年報:調査年の翌年12月末日までに公表することとなっています。

なお、次のような処理により月次・年次集計値が修正される場合があります。

- ・確定後に回収された回答の反映
- ・回答データの精査による修正

■調査結果の公表予定

■利活用事例

1. 港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本計画等における将来貨物量の推計等の基礎資料として活用

港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本計画等において、貨物量、船舶乗降人員等を推計するために、

海上出入貨物量、コンテナ取扱個数、船舶乗降人員等が活用されています。

2. 各年度港湾整備事業予算要求における貨物量関連説明資料

港湾整備事業等の予算概算要求時には、各港湾別の貨物量の推移や利用状況等を把握するために、入港船舶隻数、

海上出入貨物量、コンテナ取扱個数等が活用されています。

3. 公共投資(港湾インフラ整備)の経済効果、適正投資分析のための基礎資料

港湾の投資に当たっては、その投資の適正を判断するため、事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析等について、

海上出入貨物量やコンテナ取扱個数等が活用されています。

4. 港湾の経済効果の測定資料

港湾の経済効果の算定に当たっては、港湾と地域経済がどのような関わりを持ち、港湾がどのような役割を担っているかの算定に

ついて、海上出入貨物量等が活用されています。

5. 国際コンテナ戦略港湾施策、国際バルク(※)戦略港湾施策の施策立案・評価における基礎資料

国際コンテナ戦略港湾施策の施策立案時等において、世界各地域の港湾におけるコ

ンテナ取扱個数の推移や世界主要港と

我が国の主要港の取扱貨物量の推移を把握するために、コンテナ取扱個数等が活用されています。

また、国際バルク戦略港湾施策の施策立案時等においては、各港湾における品種別の取扱貨物量の推移等を把握するために、

海上出入貨物量等が活用されています。

(※)穀物、塩、石炭、鉱石などのように粉粒体のまま包装せずに積み込まれるばら積み貨物のこと。

■ [調査において知り得た事項について](#)

調査の結果

■ [用語の解説](#)

■ [結果の概要](#)

■ [他統計との比較](#)

■ [利用上の注意](#)

■ 統計表一覧

- [最新統計表一覧](#)
- [港湾統計年報\(データベース形式\)](#)

■ その他

- [よくあるご質問](#)
- [掲載項目一覧](#)
- [品種分類](#)
 - └ [輸送貨物品目の改正について](#)
- [船舶区分](#)
- [フレートトン換算値](#)

■ [リーフレット](#)

お問い合わせ先

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室

電話 :03-5253-8111(内線28-744、28-745)

Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.